

# 町民参加の拡大・議員の資質向上が柱

# 議会を目指す



行政との意見交換会



県内先進議会視察



議会基本条例講演会

## 12月定例会

12月10日～20日までの10日間の会期で開きました。町民・町・議会の役割を明記した「議会基本条例」・「まちづくり基本条例」や普天間基地県内移設反対の意見書など、すべての議案を可決しました。一般質問では12人の議員が政策提言をしました。

### 議会基本条例って何？

南風原町議会は、町民の声を聴き、政策提言できる「開かれた議会」を目指すため「南風原町議会基本条例」を制定しました。南風原町議会基本条例は町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的としています。

議会と町民・行政との関係や議会の役割を明確化し、議会が取り組む基本的な姿勢を明記しました。

### 議会基本条例は必要？

地方分権の時代を迎え、町の自主的な決定と責任の範囲が拡大しています。議会も政策立案、提言を行う議会へと改革していかなければなりません。

さらに、町民参加と協働のもと、公正性・透明性のある議会、開かれた議会づくりが求められています。

町議会独自のルールを定め、各議員が役割を再認識し、実践することで、さらに行動力のある議会となるよう制定しました。

議会のあり方を町民に対して宣言し、身近で存在感のある議会となるよう努めます。

全文は町議会ホームページに掲載しています。検索は「南風原町議会基本条例」